

平成 26 年度「地域のつどい」提言・要望事項
回答

【防災について】

- 1-1 ◆国道1号線は流通の大動脈です。保土ヶ谷橋の耐震工事の状況を教えてください。もしまだ耐震工事が未着手なら速やかに実施してください。 (6/27)

◇道路局橋梁課（電話：045-671-2791 FAX:045-662-3945）

保土ヶ谷橋については、阪神・淡路大震災を教訓として橋桁の落橋を防止する耐震対策工事を行い、平成12年度に完了しています。

参考：「橋梁の地震対策」（道路局橋梁課 ホームページ）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/kyouryou/jishin-taisaku/taishinhokyo.html>

- 1-2 ◆今年の2月は想定外の大雪に見舞われ区内の多くの道路は通行不能となりました。大地震による大災害時も併せて、緊急輸送・搬送の考え方をお聞かせください。 (6/30)

◇道路局維持課（電話：045-671-2784 FAX:045-651-5443）

本市では「横浜市防災計画」の中で、大地震時の緊急輸送に使用する「緊急輸送路」を指定しています。「緊急輸送路」には高速道路、幹線道路の他、これらを相互に連絡する道路を指定しており、地震時にはこの路線の通行を優先的に確保することにより、救命救急活動及び消火活動、緊急物資等の運搬などを効率的に、また、円滑に進めてまいります。

「緊急輸送路」の指定状況などの詳細は、横浜市防災計画 第2部災害予防計画 第8章緊急輸送体制の整備でご確認いただけます。

参考：「横浜市防災計画」（総務局危機管理室 ホームページ）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/keikaku/>

- 1-3. ◆今回の大雪による交通混乱から、行政はこれまでの除雪方法を見直し、新たな除雪方法を検討されていると思います。差支えない範囲で改善策をお聞かせください。 (6/30)

◇道路局維持課（電話：045-671-2784 FAX:045-651-5443）

本市では、これまで降雪の状況に応じて、駅前広場や駅周辺の歩道など、

歩行者の安全を優先した除雪を実施してきましたが、今年2月の降雪をふまえ、除雪範囲、除雪方法についてさらなる検討が必要と考えています。具体的には、上記以外にバス通りなど主要な幹線道路に対する除雪方法について検討を進めております。

【河川対策】

2. ◆平成16年着工された今井川改修工事は当初の終了予定(平成22年)を大幅に経過、現在も継続中です。工事の進捗状況(来年3月工事が終了予定)、工事費用についてお伺いします。なお、地域住民に正確な情報を提供するために説明会の開催を要望します。(6/27)

◇道路局 河川事業課(電話:045-671-3987 FAX:045-664-5873)

工事の進捗状況ですが、JR線路直下における今井川拡幅(治水目的の本水路の通水)については平成27年3月末に完了を予定しております。

一方で、岩間川踏切付近における渋滞緩和のための道路拡幅や歩道確保についての要望が寄せられており、平成24年からその実施方法の検討を行ってまいりました。

検討の結果、上記道路拡幅を行うには、本水路の延伸が必要となり、金沢橋下流の鋼管矢板による護岸復旧、道路や踏切復旧の付帯工事も含めまして、工事費を現行の5,116,650,000円から6,116,431,000円へ増額し、履行期限を平成27年3月31日から平成30年3月31日まで延伸することといたしました。

なお、説明会の開催につきましては、参加人数、開催時期、開催場所を検討のうえ、別途調整させていただきたいと存じます。

【家庭防災員について】

3. ◆自治会・町内会で家庭防災員を依頼するにあたり、適格条件や任務の内容などを明確に説明できるようにしてください。また、新しい家庭防災員を増やす方法がありましたら教えてください。(6/26)

◇消防局予防課(電話:045-334-6612 FAX:045-334-6610)

家庭防災員制度は、火災、風水害及び地震などの災害から身を守るために必要な知識・技術や救命処置要領などを学ぶ、満15歳以上の方を対象とした研修制度です。

この研修を受講することにより、自助・共助の重要性を理解し、自ら行動できることを目指すもので、具体的な任務は設けていませんが、一人でも多くの方に受講していただくことにより、地域の災害対応力の向上が期待されます。

新しい家庭防災員の募集については、これまでも消防局ホームページにおいて、制度等を紹介するとともに、募集時に自治会・町内会を通じ、チラシを回覧させていただいています。今後も、家庭防災員制度の趣旨を分かりやすくお伝えするよう努めていきます。

【私有地の安心・安全対策】

- 4-1 ◆「急傾斜地崩壊危険区域」に指定された民間の土地に、マンションなどの建物を建設することに対して、問題はないのでしょうか。
- 4-2 ◆横浜市は、危険個所の斜めの土地にマンションなどを建てる許可を出し、それを急傾斜対策にしているということをお聞きしますが、事実なのでしょうか。
- 4-3 ◆所有者の権利と言ってしまうとそれまでですが、危険個所に危険を増やすような事態に対しては横浜市・区役所・土木事務所は、安全を優先にしてください。
(6/27)

◇建築局建築情報課（電話：045-671-2933 FAX:045-681-2436）

「平成26年度「地域のつどい」提言・要望事項にていただいたご質問について、お答えします。

急傾斜地崩壊危険区域内にマンション等を建設する際には、まず、急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律（以下急傾斜地法という。）に基づき、切土や盛土等の行為に対し、神奈川県知事の許可をとる必要があります。

また、都市計画法や宅地造成等規制法に基づき、切土や盛土が発生する一定の規模の造成を行う場合には、開発や宅地造成の許可をとる必要があります。この際、急傾斜地法に基づく許可を受けたもので、基準に適合している計画でなければ、造成の許可を得ることができません。

次に、建築基準法に基づく確認申請の手続きがあります。

確認申請の際には、土圧への耐力が十分であるか等、斜面地で計画する建築物として問題ない構造であるか否かを審査しています。また、横浜市建築基準条例第3条の2において、急傾斜地に面する部分で急傾斜地の上端の高さより低いものには居室の窓等の開口部を設けないこと等を求めており、確認申請で審査することで、災害危険区域内の建築物の安全を図っています。

以上のような手続きを経た建築物については、安全上必要な対策がとられているため、建築することができます。

今後も、安全な建築物を建築するよう指導して参ります。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6204 FAX:045-334-6390）

急傾斜地に建築物を建てる際、周辺に対して危険が及ぶことが想定される場合は、現地の状況を確認したうえで、具体的な安全配慮を講じるよう事業者の方へお願いをしております。

【防犯問題】

- 5-1 ◆LED防犯灯の番号が識別し難く（標識が不鮮明である）今後故障が起きた時に対応に困ります。今後鋼管ポールを撤去するとありますが、詳しい情報を教えてください。
(6/26)

◇市民局地域防犯支援課（電話：045-671-3709 FAX:045-664-0734）

横浜市では、市内に設置されている蛍光灯防犯灯を、少ない電力で明るいLED防犯灯に順次更新し、省エネルギー化を進めるとともに、防犯灯の維持管理に関する自治会町内会の負担軽減に努めています。

横浜市が設置したLED防犯灯は、管理番号が入った黄色の管理札を灯具の横に貼付しております。また、管理番号が不明の場合は電柱の標識でお調べすることもできますので、故障を発見された場合は、管理番号または電柱の標識をご確認の上、ご連絡ください。

鋼管ポール防犯灯につきましては、電柱の近くに設置されているものや、他の照明があり不要となったもの、倒壊する危険があるものなどを、数に限りはありますが、自治会町内会のご要望により撤去しています。

今後も引き続き、地域の皆様のご理解をいただきながら、LED防犯灯の整備を進めていきますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

- 5-2 ◆保土ヶ谷橋の居住地域で放火がありましたので、警察の深夜パトロールを毎年継続して行ってください。 (6/27)

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6204 FAX:045-334-6390）

ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署にお伝えしました。

なお、説明や回答を必要とされる場合には、保土ヶ谷警察署では直接ご相談されることを希望しておりますので、保土ヶ谷警察署の窓口にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署 電話：045-335-0110 FAX:045-332-0110

【交通安全問題】

- 6-1 ◆交通規制緩和の要望

岩崎ガードは午前7時～9時まではスクールゾーンのため右折禁止になっております。土曜日、日曜・休日、は右折禁止を解除してほしいです。 (6/27)

- 6-2 ◆信号機の歩行者対策

本陣前の交通信号機は時差式ですが、歩行者には時間が短く危険に感じます。時間設定の改善をお願いします。 (6/27)

- 6-3 ◆「信号のない横断歩道」が町内にも、区内にも多々ありますが、そこを通過する車は歩行者がいても全く止まる意志が見られない車がほとんどです。横断歩道では、歩行者が優先して渡れると理解しています。警察は“人の安全が第一に”という交通安全運動に力を注いでください。 (7/2)

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6204 FAX:045-334-6390）

ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署にお伝えしました。

なお、説明や回答を必要とされる場合には、保土ヶ谷警察署では直接ご相談されることを希望しておりますので、保土ヶ谷警察署の窓口にご連絡をお願いいたします。

【道路問題】

- 7-1 ◆岩崎ガードについて午前7時～9時まで規制を守らない車があります。危険のないよう新たな歩道橋の設置を希望し、将来はエレベーターの設置を希望します。(6/27)

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX:045-335-0531）

歩道橋は、歩行者を車両と分離する点では非常に安全性の高い施設ですが、昨今の高齢化にともない、道路の横断手段としては決して利用しやすいとは言えなくなってきています。また、歩道橋を新設するには、エレベーターや緩やかな斜路の設置等のバリアフリー対策と一緒に施工する必要があるため、建設費用、用地取得、維持管理費用などを考慮すると、当該場所に新設することは困難な状況です。

今後、地域の皆様や警察など関係機関と、当該場所に適した安全対策について協議してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- 7-2 ◆水道道から西谷中学校まで降りる環状都市計画道路が1.2Kmで止まっています。これは昭和57年にみなとみらい21地区と神奈川県の間で国の予算が県に下りてきているがこの一部として残っているので早く手をつけてください。(7/2)

◇道路局企画課（電話：045-671-2777 FAX:045-651-6527）

ご要望の路線は、都市計画道路桐が作川島線と思われます。

平成20年5月に公表した「都市計画道路網の見直し素案」の中で、当該路線は、着手時期未定としております。また、事業中の路線の完成が遅れている状況では、他の路線に早期に着手することは困難な状況です。

今後、事業中路線の進捗状況等を見ながら、効率的・効果的な整備について検討してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【環境・ゴミ問題】

- 8-1 ◆環境事業推進の助成金は自治会の規模に関係なく一律3万円支給されていますが、規模に応じて3万円以上の支給をしていただきますように検討をお願いします。(6/26)

◇資源循環局業務課（電話：045-671-2553 FAX:045-663-8199）

本市では、環境事業推進委員運営活動費として、平成23年度から委員1人あたり2,000円、1地区あたり40,000円を各区環境事業推進委員連絡協議会に対して助成しております。

一律である地区あたりの額はあくまで活動費の基礎をなすものであり、委員数に応じて地区ごとの総支給額が変動することから、結果として自治会等の規

模に応じた金額を支給し得ていると考えております。

- 8-2 ◆保土ヶ谷駅から国道1号線の下り方面松並木までの間、公衆トイレがないので、松並木の近くに設置してください。昔の史跡を見て歩く人もかなり増え、また通勤・通学の人も多いので検討してください。 (6/27)

◇保土ヶ谷区区政推進課 (電話: 045-334-6204 FAX:045-334-6390)

トイレの設置については、追分から本陣前交差点までを検討対象とする「旧東海道『保土ヶ谷宿』を未来につなげるまち・みち再生計画」(今年度から区と道路局とで着手する事業)のなかで検討したいと考えております。

一方、保土ヶ谷駅から国道1号線の下り方面、松並木プロムナードまでの旧東海道沿道には公衆トイレがほとんどないため、旧東海道を歩いて楽しんでいただくための環境整備の観点からの必要性はあるものの、設置をするには多額の費用がかかるなど課題があり、現時点ではご要望の場所にトイレを設置することは考えておりません。

総合的な観点のもと、旧東海道を軸としたまち・みちづくりを進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【地域活動拠点の整備】

9. ◆上新地区には公共建築物が少ないので、例えば地区センターなどのような活動拠点の必要性を感じています。この地区に是非設置の検討をお願いします。 (6/25)

◇市民局地域施設課 (電話: 045-671-2326 FAX:045-664-5295)

横浜市では、幼児から高齢者までさまざまな市民の交流や自主的な活動が行える拠点として、地区センターの整備をしております。地区センターは、日常利用圏(半径1.0~1.5km)に1館の割合で、市内に81館設置することとして整備を進め、現在80館が開館しております。残り1館については、都筑区方面へ整備予定です。

上新地区方面には、西谷地区センターと白根地区センターを整備しております。ご不便をおかけしますが、両センターをご活用いただくようお願いいたします。

【地域活動・まちづくりの支援】

- 10-1 ◆当自治会地域で「まちづくり協議会」を発足させ、道路問題、交通問題、緑地化の推進などといったことを行政に頼るだけではなく、我々住民が中心になって引っ張るべきと思います。これからは上菅田全域を対象に、そこに住む住民の意識を高める施策を打って、行政と相談しながら上菅田全域が整備されるよう努力したいと思っています。行政のご支援をお願いします。 (6/25)

◇都市整備局地域まちづくり課 (電話: 045-671-2667 FAX:045-663-8641)

保土ヶ谷区上菅田地区におきましては、横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、平成 26 年 3 月に「上菅田地区まちづくり協議会」が地域まちづくりグループとして登録されています。

都市整備局地域まちづくり課としましては、「上菅田地区まちづくり協議会」が主体的に地域まちづくりを推進できるよう、引き続き必要な支援を行ってまいります。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX:045-334-6390）

区役所としては、地域の皆様の身近な窓口として引き続きご協力させていただきますので、何かお困りのことや問題があれば随時ご相談ください。

- 10-2 ◆保土ヶ谷区の行政の中心である星川駅周辺は最近マンションが急激に増え、首都圏通勤のベッドタウン化している事に危惧を感じています。行政はこのような街づくりに関して考え方があればお聞かせください。（6/28）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX:045-334-6390）

星川周辺におけるまちづくりの考え方は平成 14 年度に策定した「保土ヶ谷区まちづくり計画（区民の方からのご意見を踏まえ区で策定）

《URL:<http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/plan/>》に記載しております。

この計画では星川駅周辺の将来のまちの構成について、「星川・天王町、保土ヶ谷駅周辺を区の中心部（区心部）として位置づけ、業務、商業、文化、交流、行政機能等が複合したつながりのある一体的なまちとする」としています。また、まちづくりのビジョンとして、「星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺を区心部として整備する」ほか、「生活に便利でにぎわいのあるまちを作る」とも記載しており、このビジョンを達成させるためには星川周辺にも適度な人口増が重要であると考えております。

現在、星川駅周辺では相模鉄道天王町～星川駅の連続立体交差事業が進められておりますが、区ではこうした事業に合わせ本計画に沿ったまちづくりを目指しています。

【地域の安心・安全なまちづくり支援】

11. ◆近隣の 50 歳代の方の暴言脅迫に困っています。女性に手をあげたこともあります。

本人は交番の電話を使って脅迫してきます。本人の言によりますと、交番の電話は公衆電話とのことです。このことは警察にも訴えています。事件が起きてからでないと動かないというのでは困ります。安全なまちづくりのために、警察はこのような場合どのような対応をしていただけるのかお聞かせください。また、地域住民はどういうことに注意すればよいのかも併せてお聞かせください。

（6/25）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX:045-334-6390）

ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署にお伝えしました。

なお、説明や回答を必要とされる場合には、保土ヶ谷警察署では直接ご相談されることを希望しておりますので、保土ヶ谷警察署の窓口にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署 電話：045-335-0110 FAX:045-332-0110

【地域と横浜国大との連携】

12. ◆保土ヶ谷区では横浜国大と協定していますが、もし何かのイベントで人材を希望する時は、横浜国大にボランティアを募集してほしい旨を申し込めば、区は対応していただけるのでしょうか。 (6/28)

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6204 FAX:045-334-6390）

地域の皆さまからご要望があった場合には、大学の連携窓口を通して、地域活動へのボランティア参加などに関心のある学生やサークルなどの団体へ周知をすることで、ご協力していきます。

【保土ヶ谷駅東口バスセンターエレベーター設置】

13. ◆保土ヶ谷駅から保土ヶ谷駅東口バスセンターを利用する高齢者・車いす利用者はこれまで跨線橋を渡って駅前ハイツのエレベータを使わせて貰っていましたが、ハイツの防犯上によりこのエレベータは利用できなくなりました。そこで、東口バスセンターに新たにエレベータを設置してください。 (6/27)

◇道路局施設課（電話：045-671-3550 FAX:045-651-5443）

横浜市の整備方針として、新設の歩道橋については、原則としてバリアフリー化を図ることとして、スロープやエレベーターを設置することとしていますが、既存の歩道橋については、歩道橋の利用状況や歩道橋周辺の施設状況などを考慮したうえで、設置の可否について判断しております。

当該歩道橋については、直近に国道1号を横断する信号機及び横断歩道があることから、道路管理者としては、現在のところエレベーターの新設はしない予定ですが、今後、保土ヶ谷駅前ハイツの既存エレベーターを公共用として使用することについて、ハイツの管理者と協議してまいります。また、保土ヶ谷駅側にエレベーターを設置することにより、横断歩道を経由して駅にアクセスすることが可能となることから、JR東日本に設置について申し入れます。

補記：まちづくりの観点から

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6373 FAX:045-333-7945）

◇都市整備局企画課（電話：045-671-3511 FAX:045-664-4539）

◇道路局企画課（電話：045-671-3550 FAX:045-651-5443）

いただいたご要望は保土ヶ谷駅東口駅前全体で考えますと、駅からのバリアフリー化がなされていないことが課題であると認識しております。

現状の課題を踏まえて、まちづくりの観点からも高齢者の皆様や車いす利用者の皆様が安心して利用できる駅前となるよう、保土ヶ谷区・都市整備局・道路局が連携しながら検討してまいります。

【その他】

- 14-1 ◆相鉄線西谷駅に区の歌「わがまち 保土ヶ谷」を流して頂き、保土ヶ谷のPRが出来ますようご尽力をお願い致します。(6/25)

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6305 FAX:045-332-7409）

相鉄線西谷駅において区の歌「わがまち、保土ヶ谷」を流すことにつき、西谷駅の管理者である相模鉄道株式会社に対し依頼、調整を行います。

なお、区内公共施設で区の歌を流せるよう調整を行っており、保土ヶ谷公会堂では区の歌のオルゴール版をロビーにて流しはじめました。今後も区の歌を多くの区民の皆さまにお聞きいただき、より一層親しまれるよう機会を広げてまいります。

- 14-2 ◆公営プールの利用促進策の一助として自治会会員に割引特典を検討してください。(6/26)

◇市民局スポーツ振興課（電話：045-671-3288 FAX:045-664-0669）

保土ヶ谷プールを含む工場の余熱を利用した屋内プール（旭プール、港南プール、栄プール、保土ヶ谷プール、都筑プール、リネツ金沢）については、平成21年9月30日をもって地元優待割引制度を廃止し、同年10月1日から新たな割引制度を導入する新料金体系へ移行しております。

地元優待割引の廃止についてですが、屋内プールは赤字であることから運営の改善を図るため優待割引を見直すよう、監査による指摘があったことや、地元割引のなかった区民から、不公平感があり改善をして欲しいとの要望が多くあったことから見直しを行ったものです。

またこれに代わるものとして、平成21年10月1日から、高齢者割引や回数券の販売等、新たな割引制度を導入しております。

以上の事情についてご理解いただき、今後も屋内プールをご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

◇環境創造局公園緑地管理課（電話：045-671-2643 FAX:045-633-9171）

現在、公園プールについては、横浜市公園条例に基づき障がいのある方たちなどへの減免を行っております。

ご要望の地域自治会会員への割引などは設けておりませんが、川辺公園プールを管理する指定管理者が自主事業として割引のある回数券の販売等を行い、地域の皆様により利用しやすい運用を図っております。

今後も公園プールをご利用いただきますようよろしくお願いいたします。